証券コード2894
平成29年6月8日

株　主　各　位

千葉県船橋市本町二丁目７番17号
石　井　食　品　株　式　会　社
代表取締役社長　　長　島　　雅

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
[郵送による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成29年6月22日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。
[インターネットによる議決権行使の場合]
　当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月22日（木曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、２頁から３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　　具

記

１．日　　時　平成29年6月23日（金曜日）**午前10時（受付開始：午前９時30分）**
２．場　　所　**千葉県船橋市本町１－３－１　フェイスビル6階　きららホール**
（末尾記載の『第76回定時株主総会会場ご案内図』をご参照ください。）

３．目　的　事　項
報告事項
第76期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.ishiifood.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使して頂きますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスして頂くことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）の午後５時30分まで受け付け致しますが、お早めに行使して頂き、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3．複数回に渡り行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回に渡り議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場頂けません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意願います。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ishiifood.co.jp/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

第76期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損填補及び株主の皆様への配当を実施するため別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

①　減少する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　70,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　70,000,000円

２．期末配当に関する事項

当期の配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりと致したいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭と致します。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円00銭と致します。
　　なお、この場合の配当総額は52,520,058円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年6月26日と致します。

第２号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役５名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため３名を増員し、取締役８名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
1	長島（ながしま）　雅（ただし） （昭和26年3月18日）	昭和４８年　３月　当社入社 平成　８年　６月　当社取締役 平成１３年　６月　当社常務取締役 平成１５年　６月　当社取締役専務執行役員 平成２１年　６月　当社顧問 平成２３年　６月　当社代表取締役社長（現職） 重要な兼職の状況 デアデアＭＩＰ㈱取締役	24,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
2	殿地眞己（どんじまさき） （昭和30年1月19日）	昭和５４年　４月　衆議院議員中曽根康弘事務所入所 昭和６３年１２月　衆議院議員中曽根康弘公設秘書 平成　６年　１月　同政策秘書 平成１５年１０月　議員退任に伴い政策秘書退任 平成１６年　６月　当社社外監査役 平成２０年　６月　当社社外取締役（現職） 重要な兼職の状況 中曽根康弘事務所	7,000株
3	吉野和男（よしのかずお） （昭和33年７月17日）	昭和５８年　４月　㈱千葉銀行入行 平成２４年　６月　同行経営管理部長 平成２５年　８月　東方興業㈱（現東方地所㈱）取締役 平成２７年　６月　当社社外取締役 平成２８年　７月　当社取締役管理本部、財務戦略部及び経営企画室担当 平成２９年　４月　当社取締役顧客サービス部（現職）	2,000株
4	石井和男（いしいかずお） （昭和23年1月28日）	昭和６３年　４月　草鹿・富澤法律事務所弁護士 平成　９年　４月　石井和男法律事務所設立（現職） 平成２７年　６月　当社社外監査役 平成２８年　６月　当社社外取締役（現職）	0株
※5	久保啓介（くぼけいすけ） （昭和36年８月19日）	昭和５５年　４月　㈱イシイフード（現石井食品㈱唐津工場）入社 平成　９年　２月　当社営業部販売第一部東京西営業所所長 平成１５年　３月　当社執行役員営業部販売5部総括兼営業部販売5部大阪営業所所長 平成２３年　６月　当社執行役員顧客サービス部統括管理責任者 平成２８年　８月　当社執行役員八千代工場チルド工場長（現職）	7,000株
※6	石川卓生（いしかわたくお） （昭和49年３月26日）	平成１０年　４月　当社入社 平成１６年　１月　当社営業部マーケティング部マネージャー 平成１９年　３月　当社営業部首都圏営業所所長 平成２０年　７月　当社東日本地域総括 平成２５年　１月　当社執行役員顧客サービス部大阪営業所所長（現職） 平成２７年　５月　当社顧客サービス部西日本総括（現職）	0株
※7	伊藤幸一郎（いとうこういちろう） （昭和49年９月８日）	平成１３年　９月　当社入社 平成１６年　１月　当社営業部販売2部静岡営業所所長 平成２５年　１月　当社執行役員新規事業本部総括 平成２６年　３月　当社執行役員顧客サービス部東日本総括兼北関東東北営業所所長 平成２８年　２月　当社執行役員顧客サービス部東日本総括兼首都圏営業所所長（現職）	0株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式
※8	石井智康（いしい ともやす） （昭和56年６月20日）	平成１８年　６月 平成２１年１２月 平成２３年　４月 平成２５年　４月 平成２９年　４月 平成２９年　４月	アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ㈱（現アクセンチュア㈱）入社 ㈱セレッテ入社 アンダーワークス㈱入社 個人事業主としてシステム開発に従事 当社入社 当社執行役員マーケティングビジネスサポート部（現職）	114,895株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．殿地眞己氏及び石井和男氏は、社外取締役候補者であります。なお、殿地眞己氏及び石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．社外取締役候補者の選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
殿地眞己氏は、既に９年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いており、特に行政や法律における幅広い見識をもとに今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。
石井和男氏は、弁護士として金融機関、不動産業、物販業及び行政省庁等の顧問をされており、そこでの幅広い経験や専門知識を当社の経営の強化に生かして頂くため、社外取締役として選任するものであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．殿地眞己氏及び石井和男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、殿地氏が９年、石井氏が１年となります。
６．当社は、殿地眞己氏及び石井和男氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。殿地眞己氏及び石井和男氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
石井　隆（いしい　たかし） （昭和31年6月19日）	昭和５６年　４月　当社入社 平成１５年　６月　当社執行役員業務統括部副総括 平成２３年　６月　当社執行役員総務総括 平成２９年　２月　当社業務統括部総括（現職）	4,000株

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．石井隆氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額といたします。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１　当連結会計年度の事業の状況

１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境は、食の安全性に加え価値訴求への要求が高まり、節約志向とこだわり志向の二極化が鮮明になってきました。

食生活に関しては、高齢化、共働き世帯の増加による専業主婦世帯の減少、都市への集中と地方の過疎化等の影響により、ファミリー世帯の減少と１人・２人世帯の増加が顕著になってきました。

購入方法も、インターネットでの購入や宅配による購入の増加、スーパーも郊外型大型店から近くの店へ、こだわりの商品は専門店や百貨店での購入が増加してまいりました。

このような変化の中、当社は単に価格競争で売上を拡大するのではなく、安全対策の強化として農作物の農薬基準を欧州並みの基準を取り入れた対策を進め、コストと手間をかけた付加価値の高い商品を提供することに取り組んでまいりました。

しかしながら、低価格のプライベートブランド商品は価格競争によるバラツキや、顧客のナショナルブランド商品への購買のシフト傾向を受け、売上を減らす店舗があるなど伸び悩みました。その対策として当社は「地域と旬」による商品展開を行い売上の増大を図りましたが、成果があらわれたのが下期であったため、赤字の解消には至りませんでした。

新しいビジネスモデルとしては、当社の強みである「無添加調理」を基礎とし、「地域と旬」をテーマに地域の食材を使用した商品開発を行いました。その商品を地域の道の駅や首都圏の百貨店等で販売し、行政を巻き込んだ取り組みを各地で実施しました。一例といたしまして、京都府京丹波町産の丹波しめじを使った「丹波しめじのまぜごはん２合用」、「しめじがつまったハンバーグ」を販売しました。また、正月料理においても青森県弘前市、茨城県笠間市、千葉県成田市、京都府京丹波町、岐阜県山県市等の全国７地区のその年に収穫した栗を使用した栗きんとんを百貨店等で販売しご好評をいただきました。

その他、社会的なニーズの高まっている非常食においては、５年賞味で火や水が不要でいつでもどこでも食べることができる食物アレルギー特定原材料７品目不使用のリゾットを発売し、官公庁、企業、学校等に販売を開始いたしました。

原材料においては、特に当社の主力原材料であるごぼうが天候不順の影響で品不足に見舞われながらも、品質の高い農作物の調達に努めました。

生産部門では、一つ一つの工程を分析し、大量生産による工程のロス等を見直し、期の後半

からは小ロット生産に切り替えることで製品ロスと歩留まりを改善し、時間管理の徹底により付加価値生産性の改善を行ってまいりました。

このような活動を行った結果増収となり、当連結会計年度における売上高は前期比70百万円増の105億38百万円、売上総利益は前期比２億60百万円増の37億78百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、コスト削減に努めましたが、厚生年金基金の解散による退職給付費用の増加等により、前期比45百万円増の38億17百万円となり、38百万円の営業損失（前期は２億53百万円の損失）となりました。

これに営業外収益61百万円、営業外費用55百万円を加減した結果、32百万円の経常損失（前期は２億76百万円の損失）となり、固定資産処分損等の特別損失２百万円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は35百万円（前期は４億54百万円の損失）、これに法人税等合計30百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は65百万円（前期は４億74百万円の損失）となりました。

製品別チャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

製品別売上高	前連結会計年度 (27.4.1～28.3.31)		当連結会計年度 (28.4.1～29.3.31)		比較増減 (△印は減)	
製品別	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	8,363,803	79.9	8,250,231	78.3	△113,572	98.6
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	325,185	3.1	316,678	3.0	△8,506	97.4
惣菜（サラダ・煮物他）	425,957	4.1	423,167	4.0	△2,789	99.3
非常食	85,178	0.8	263,859	2.5	178,681	309.8
配慮食（食物アレルギー・塩分他）	40,622	0.4	54,629	0.5	14,006	134.5
正月料理	1,132,652	10.8	1,117,458	10.6	△15,193	98.7
その他	94,484	0.9	112,000	1.1	17,515	118.5
合計	10,467,884	100.0	10,538,025	100.0	70,141	100.7

（単位：千円）

（チャネル別内訳）

スーパーマーケット・小売店他	前連結会計年度 (27.4.1～28.3.31) 金額	構成比(%)	当連結会計年度 (28.4.1～29.3.31) 金額	構成比(%)	比較増減 (△印は減) 金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	7,938,120	88.6	7,821,503	88.7	△116,617	98.5
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	286,197	3.2	274,935	3.1	△11,261	96.1
惣菜（サラダ・煮物他）	181,639	2.0	179,321	2.0	△2,317	98.7
非常食	15,256	0.2	23,756	0.3	8,499	155.7
配慮食（食物アレルギー・塩分他）	19,085	0.2	27,962	0.3	8,877	146.5
正月料理	442,547	4.9	396,598	4.5	△45,949	89.6
その他	76,806	0.9	96,838	1.1	20,031	126.1
合計	8,959,653	100.0	8,820,915	100.0	△138,737	98.5

宅配・生協・官公庁他	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	425,683	28.2	428,727	25.0	3,044	100.7
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	38,987	2.6	41,742	2.4	2,755	107.1
惣菜（サラダ・煮物他）	244,318	16.2	243,846	14.2	△471	99.8
非常食	69,921	4.6	240,103	14.0	170,181	343.4
配慮食（食物アレルギー・塩分他）	21,537	1.4	26,666	1.5	5,129	123.8
正月料理	690,105	45.8	720,859	42.0	30,754	104.5
その他	17,677	1.2	15,162	0.9	△2,515	85.8
合計	1,508,230	100.0	1,717,109	100.0	208,878	113.8

① **食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）**

ハンバーグ群は、「チキンハンバーグ」の売上は減少しましたが、「1．5倍チキンハンバーグ」、「1．5倍チキンハンバーグ和風オニオンソース」は中高生のお子さまのいる世帯、1人・2人世帯や高齢者の食事としての利用が増加しました。また、京都府京丹波町産のしめじを使った「しめじがつまったハンバーグ」や山梨県大月市の無農薬玉ねぎを使った「玉ねぎがつまったハンバーグ」を発売し、その地域を中心としたエリアと首都圏の百貨店等で販売しご好評いただきました。

ミートボール群は、ナショナルブランドにおいては店舗訪問を強化し、売れ筋商品の売場を拡大するという基本の活動に注力しました。そこで原材料のシンプルさを以て無添加調理をお伝えすることとともに、新鮮な鶏肉を使用しているというポイントを店頭でお伝えした結果、ナショナルブランド商品の売上は増加しましたが、低価格のプライベートブランド商品の売上は減少しました。この結果、食肉加工品の売上高は前期比98.6%となりました。

② **炊き込みご飯の素・まぜご飯の素**

２合用まぜご飯の素は、１人・２人世帯が増加したことと、必要量だけをご飯に混ぜられることが評価され、「有明鶏のかしわめし」等が好調に推移しました。また愛知県大府市の伝統野菜である「木之山五寸にんじん」や群馬県高崎市の「国分にんじん」、山梨県市川三郷町の「大塚にんじん」を使ったまぜご飯の素を販売しご好評いただきました。その結果、まぜご飯の素の売上は増加しました。

一方、３合用の炊き込みご飯の素は、新製品として「国産きのこごはん」を展開しましたが、ファミリー世帯の減少により、３合炊き商品の需要が減り、売上は減少しました。この結果、炊き込みご飯の素・まぜご飯の素の売上高は前期比97.4%となりました。

③ **惣菜（サラダ・煮物他）**

スーパーマーケットチャネルにおいては、当社の特徴である国産の地域を限定した今年のごぼうの風味の良さを店頭から伝える提案を、生協チャネルにおいては、野菜を加えてサラダの一品料理になる提案をした結果、共働き世帯、１人・２人世帯を中心に支持されましたが、売上の増加には至りませんでした。この結果、惣菜（サラダ・煮物他）の売上高は前期比99.3%となりました。

④ **非常食**

地震、津波、水害等の災害時の食事として火と水が無くても美味しく食べられることと、食物アレルギー物質特定原材料７品目不使用という点が評価され、学校・官公庁・企業等への備蓄向けとして販売が増加しました。この結果、非常食の売上高は前期比309.8%となりました。

⑤ **配慮食（食物アレルギー・塩分他）**

各地の食物アレルギーの子を持つ母親の会と連携し、直接のご案内を丁寧に行った結果、生協、ダイレクト販売等での販売が増加し、配慮食の売上高は前期比134.5%となりました。

⑥ **正月料理**

重詰予約おせちは、食物アレルギー配慮おせちや食塩不使用のおせち料理といった配慮系おせちが、生協及び百貨店での販売が拡大しましたが、プライベートブランド商品の販売が縮小し、前年比でほぼ同水準となりました。

佃煮おせちでは、新商品の「栗きんとん３種味めぐりセット（成田・丹波・笠間）」等の高付加価値商品が贈答用としてご好評いただきましたが、お重詰めおせち同様低価格商品の販売が伸び悩み、売上が減少しました。

この結果、正月料理の売上高は、前期比98.7%となりました。

⑦ **その他**

子会社のイシイ産業株式会社で行っている地域との取り組みにおいて、千葉県内の製造商品を地域の道の駅、直売所等に販売した結果売上が増加し、その他の売上高は前期比118.5%となりました。

2) 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は1億73百万円であります。
その主なものは八千代工場冷凍庫改修工事、その他機械導入に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況
当連結会計年度中に、金融機関より短期借入金として５億円の調達を行いました。
また、平成28年６月30日に、第４回無担保社債３億円を発行いたしました。

4) 事業の譲渡、その他の状況
該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区　　分	第73期 (平成26年 3 月 期)	第74期 (平成27年 3 月 期)	第75期 (平成28年 3 月 期)	第76期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月 期)
売上高 (百万円)	10,349	10,518	10,467	10,538
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△229	34	△276	△32
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△331	△20	△474	△65
１株当たり当期純損失 (△) (円)	△18.43	△1.15	△26.96	△3.75
総資産 (百万円)	8,170	8,339	7,735	8,293
純資産 (百万円)	4,551	4,553	3,649	3,620

(注) １株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3　重要な子会社の状況

会　社　名	本社所在地	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		千円	%	
イシイ産業株式会社	千葉県船橋市	28,000	100	千葉県産の食材の仕入販売
株式会社ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売・直売

4　対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1）新規顧客の獲得と新しいサービスの提供

一人・二人世帯での食事の増加を捉えて付加価値の高い商品開発を行い、食シーンに合わせた食事の提供、チャネルの選択と開発を行ってまいります。

2）今ある食事の不安を解消できる安心・安全な商品の提供

ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、FSSC22000（食品安全）の３つのマネジメントシステムを運用し、安全・安心への取り組みを更に充実してまいります。

3）利益構造の改善

生産における一つ一つの工程を徹底的に分析し、あるべき姿と実績との差を明確にし、改善を進めことにより、生産性の向上を行います。生産工程毎に品質の合否判定を行う体制を整えることにより、安全対策の強化と利益構造の改善に努めてまいります。

また、全部門において従来からの業務工程を作業分析し、ロス・ムダの改善を行います。

4）安定的な財務基盤の獲得

新しい分野、従来の分野を問わず、投資と成果のバランスを図り、キャッシュ・フロー重視の経営を行ってまいります。

5）管理体制の充実

日々の変化を敏感に捉え、即対応することができる体制を作り、責任の所在を明確にし、関連法令順守、環境保全の推進を図ります。このことにより内部統制の強化を図ってまいります。

6）地球環境

認証取得しておりますISO14001の運用において、ISO9001、FSSC22000と一緒に考えて行動していくことにより、お客様に喜んで頂ける商品やサービスの提供とともに、食品廃棄物量、水の使用量、二酸化炭素（CO2）排出量の削減を積極的に進めてまいります。

7）企業の社会的責任への対応
当社グループは企業の社会的責任（CSR）に対する関心の高まりに応えるべく、金融商品取引法における内部統制システムの構築・整備・運用を行うとともに、ISO9001、ISO14001、FSSC22000のマネジメントシステムを業務に一体化させることで、お客様に喜んで頂けるサービスの提供と環境問題への貢献、災害時における食事で困っている方に援助することで社会への貢献ができると考えております。これらにより新たな社会的貢献事業や活動等を通じて、CSRの視点に立った経営を目指してまいります。

8）今後想定される災害に対する対応
当社グループは、災害が発生した場合、千葉県八千代市、京都府船井郡京丹波町、佐賀県唐津市の三域に工場が分散している利点を生かし、供給が継続できる体制を準備してまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5　主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉、牛肉）並びに農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、松茸、米等）を原料とした調理済食品の製造販売、及びこれに付帯する一切の業務を行っております。
イシイ産業株式会社	千葉県産の食材の仕入販売を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売・直売を行っております。

6　主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

本　　社	千葉県船橋市本町二丁目７番17号
営　業　所	首都圏（営）、横浜（営）、埼玉（営）、水戸（営）、宇都宮（営）、高崎（営） 甲信（営）、静岡（営）、名古屋（営）、大阪（営）、中四国（営）、福岡（営）
工　　場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7　従業員の状況（平成29年３月31日現在）

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
	名		才	年
男　性	165	1名増	44.3	17.9
女　性	154	3名減	39.3	12.5
合計または平均	319	2名減	41.9	15.3

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は321名であり、上記には含まれておりません。

8　主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,060,000千円
株式会社みずほ銀行	250,000千円

9　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式の状況（平成29年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株　（自己株式885,314株を含む）
3　単元株式数　1,000株
4　当期末株主数　6,515名
5　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井トヨ子	2,426	13.9
石井健太郎	910	5.2
㈱千葉銀行	875	5.0
㈲ケイアンドアイ	873	5.0
㈱榎本武平商店	653	3.7
㈱オイシー	400	2.3
石井達雄	353	2.0
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.0
ユアサ・フナショク㈱	214	1.2
カネダ㈱	213	1.2

（注）当社は、自己株式885,314株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1　取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	石井健太郎（いしいけんたろう）	
代表取締役社長	長島雅（ながしまただし）	デアデアＭＩＰ㈱取締役
取締役	殿地眞己（どんじまさき）	中曽根康弘事務所
取締役	吉野和男（よしのかずお）	管理本部、財務戦略部及び経営企画室担当
取締役	石井和男（いしいかずお）	石井和男法律事務所
常勤監査役	脇田行雄（わきたゆきお）	イシイ産業㈱監査役、㈱ダイレクトイシイ監査役
監査役	松山元（まつやまはじめ）	公認会計士、ＭＡＯ合同会社代表社員、㈱タンガロイ社外監査役、㈱エヌアイデイ社外監査役
監査役	渡邉勝彦（わたなべかつひこ）	学校法人国際医療福祉大学参与、一般社団法人成田国際医療都市機構理事長、東方地所㈱顧問
監査役	室井恵子（むろいけいこ）	税理士法人Ｂricks&UK東京事務所代表社員

（注）１．取締役のうち殿地眞己氏及び石井和男氏は、社外取締役であります。なお、殿地眞己氏及び石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役のうち松山元氏、渡邉勝彦氏、室井恵子氏は社外監査役であります。
３．監査役のうち松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．取締役吉野和男氏は、平成28年７月に社外取締役から業務執行取締役に就任しております。
７．監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。
８．平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会において、室井恵子氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
９．平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、石井和男氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
10．平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会において、石井和男氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

2　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

なお、業務執行取締役吉野和男氏についても、社外取締役であった平成28年６月30日までは、上記の同様の契約を締結しておりました。

3　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	5名 (3名)	96,326千円 (17,547千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 (4名)	26,880千円 (14,760千円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額１億3,000万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議頂いております。

２．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。

３．当社は平成19年６月22日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第66回定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

４．吉野和男氏は、平成28年７月に業務執行取締役に就任したため、報酬等の額及び員数については、社外取締役在任期間は、社外取締役に含めて記載しております。

５．平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会において監査役を退任し取締役に就任した石井和男氏については、監査役在任期間分は監査役（社外監査役）に、取締役在任期間分は取締役（社外取締役）に、それぞれ区分して記載し上記の総額と員数に含めております。

4　社外役員に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	殿地眞己	当事業年度の取締役会には13回中13回出席し、法令施行等に関する専門的分野から指摘事項や経営に関する建設的な意見を述べております。また、行政・政治の変化等、当社のコンプライアンスのあり方について発言を行っております。
取締役	吉野和男	当事業年度において、平成28年７月に業務執行取締役に就任するまでに開催された取締役会に４回中４回出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
取締役	石井和男	当事業年度において、平成28年６月24日に監査役を退任するまでに開催された取締役会３回中３回、監査役会２回中２回に出席いたしました。 また、平成28年６月24日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
監査役	松山元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	渡邉勝彦	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、企業経営に関する専門的分野からの指摘事項や経営に関する建設的な意見の発言を行っております。
監査役	室井恵子	就任後開催された取締役会には10回10回、また、監査役会には10回中10回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1　名称　　千葉第一監査法人

2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4　公認会計士法第２条第１項の「非監査業務」の内容

該当事項はありません。

5　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定等の概要及び当該体制の運用状況は、以下の通りであります。

1　当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1）「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令・定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

2）倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。
社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認してまいります。

3）倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。

4）管理チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。

5）コンプライアンス規程に基づいて事務局機能を有する内部統制委員会を設けて全社的な管理を行い、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

（運用状況）

「石井食品グループ行動規範」は毎年発行する「経営方針書」とともに全従業員に配布し、誓約書の提出により確認を行っております。管理チームは内部統制システムの有効性の監査を行っております。また、各委員会を適宜開催し、その議事録を作成し、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

2　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。

2）経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部署にて作成し適切に保管・管理します。

3）管理チームは内部統制の監査の状況を定期的に取締役会に報告します。

4）機密文書管理規程に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

（運用状況）

情報の保存管理は、各規程に基づき、適切な保管及び管理を行っております。

3　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。

2）リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。

3）業務統括部において、法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化してまいります。

4）食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの主管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施してまいります。

食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施してまいります。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理してまいります。

5）危機管理活動は、それぞれの主管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

（運用状況）

経営会議にてリスクの洗い出し及び分析を行うとともに、外部の専門家にご出席いただき意見を聴取し、事前予防策及び対応策の検討等を行っております。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的に実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。

取締役・執行役員が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行ってまいります。

2）経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行ってまいります。

3）予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施してまいります。

（運用状況）
　月２回開催する執行役員・取締役が出席する経営会議にて、上記の体制を運用しております。

5　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。
2）管理チームは、監査法人、監査役と連携をとり、内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。
　監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、業務統括部が参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図ってまいります。
3）当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行ってまいります。
4）当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用してまいります。
（運用状況）
　定期的に、監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、業務統括部が参加するミーティングを実施することにより連携を図り、業務の適正について監督しております。また、３か月ごとに子会社の取締役会を開催し、職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。ISO認証については、年１回実施される外部審査及び内部監査により、有効性の確認を行っております。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。
（運用状況）
　監査役の補助業務にあたる使用人は監査役と協議の上決定しております。

7　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して、取締役から指示、命令を受けないこととしております。
2）使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

（運用状況）
　各監査役は、監査役の補助業務にあたる使用人へ直接指揮命令を行っております。

8　当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1）監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。

2）当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。

3）取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

（運用状況）
　監査役が取締役会及び経営会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、管理チーム、会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行いました。また、3か月ごとに開催される子会社の取締役会に出席し、取締役より職務の執行状況等の報告を受けました。

9　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役の職務執行の実効性を確保してまいります。

（運用状況）
　監査役の職務実行により生じる費用の前払や精算は、適切に行っております。

10　財務報告の適正性を確保するための体制
　財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

（運用状況）
　管理チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

11　反社会的勢力排除に向けた体制

1）暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

2）「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

（運用状況）

「石井食品グループ行動規範」は毎年全従業員に配布し、遵守する旨の誓約書の提出を義務付けております。

Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

1　基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制する恐れのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、更に買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

2　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで、食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先様等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げて参りました。

当社は、これからも当社独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けて参ります。当社の企業価値は、このような技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先様、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図って参ります。

3　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」について、承認を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記１に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を

排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を行おうとする者です。

（注）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのＩＲ情報に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（平成28年５月13日付）をご参照下さい。
（http://www.ishiifood.co.jp/）

4　不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本

方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前に増して、当社の技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大量買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、上記１に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。更に、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考え、大規模買付ルールの内容を開示することとしております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**4,610,916**	**流動負債**	**2,387,774**
現金及び預金	3,093,251	買掛金	285,459
売掛金	1,208,993	短期借入金	1,080,000
商品及び製品	95,143	一年内返済予定の長期借入金	250,000
仕掛品	6,518	リース債務	14,149
原材料及び貯蔵品	167,428	未払費用	519,367
その他	40,868	未払法人税等	44,520
貸倒引当金	△1,287	未払消費税等	69,929
固定資産	**3,682,568**	賞与引当金	75,674
有形固定資産	**3,088,508**	その他	48,673
建物及び構築物	1,340,970	**固定負債**	**2,285,232**
機械装置及び運搬具	736,133	社債	1,300,000
工具器具及び備品	43,551	リース債務	54,121
土地	906,296	繰延税金負債	32,355
リース資産	61,556	退職給付に係る負債	735,754
無形固定資産	**44,501**	資産除去債務	23,106
投資その他の資産	**549,557**	長期未払金	139,894
投資有価証券	508,421	**負債合計**	**4,673,007**
その他	90,052	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△48,916	**株主資本**	**3,769,086**
		資本金	**919,600**
		資本剰余金	**672,801**
		利益剰余金	**2,352,108**
		自己株式	**△175,422**
		その他の包括利益累計額	**△148,608**
		その他有価証券評価差額金	**73,091**
		退職給付に係る調整累計額	**△221,699**
		純資産合計	**3,620,478**
資産合計	**8,293,485**	**負債及び純資産合計**	**8,293,485**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,538,025**
売上原価		**6,759,221**
売上総利益		**3,778,803**
販売費及び一般管理費		**3,817,216**
営業損失		**38,413**
営業外収益		
受取利息	685	
受取配当金	9,806	
賃貸料	5,528	
その他	45,459	61,480
営業外費用		
支払利息	17,298	
たな卸資産廃棄損	26,579	
社債発行費	9,259	
その他	2,265	55,403
経常損失		**32,336**
特別損失		
固定資産処分損	2,047	
その他	640	2,687
税金等調整前当期純損失		**35,023**
法人税、住民税及び事業税		30,613
当期純損失		**65,637**
親会社株主に帰属する当期純損失		**65,637**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	919,600	672,801	2,470,269	△175,135	3,387,535
当期変動額					
剰余金の配当			△52,524		△52,524
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△65,637		△65,637
自己株式の取得				△287	△287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△118,161	△287	△118,448
当期末残高	919,600	672,801	2,352,108	△175,422	3,769,086

項目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	35,428	△273,048	△237,620	3,649,915
当期変動額				
剰余金の配当				△52,524
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△65,637
自己株式の取得				△287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,662	51,348	89,011	89,011
当期変動額合計	37,662	51,348	89,011	△29,437
当期末残高	73,091	△221,699	△148,608	3,620,478

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**4,557,392**	**流動負債**	**2,321,512**
現金及び預金	3,046,561	買掛金	284,487
売掛金	1,204,047	短期借入金	1,020,000
商品及び製品	93,344	一年内返済予定の長期借入金	250,000
仕掛品	6,518	リース債務	14,149
原材料及び貯蔵品	167,428	未払金	26,324
その他	40,785	未払費用	516,587
貸倒引当金	△1,294	未払法人税等	44,160
固定資産	**3,696,332**	未払消費税等	69,485
有形固定資産	**3,088,492**	預り金	20,817
建物	1,274,458	賞与引当金	74,152
構築物	66,512	その他	1,346
機械及び装置	735,987	**固定負債**	**2,093,641**
車両運搬具	145	社債	1,300,000
工具器具備品	43,534	リース債務	54,121
土地	906,296	退職給付引当金	510,061
リース資産	61,556	債務保証損失引当金	37,000
無形固定資産	**43,423**	資産除去債務	23,106
投資その他の資産	**564,416**	長期未払金	139,533
投資有価証券	495,302	繰延税金負債	29,817
関係会社株式	28,000	**負債合計**	**4,415,154**
長期貸付金	180,000	（純資産の部）	
差入保証金	32,069	**株主資本**	**3,770,496**
その他	57,960	**資本金**	**919,600**
貸倒引当金	△228,916	**資本剰余金**	**672,801**
		資本準備金	672,801
		利益剰余金	**2,353,517**
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	2,123,617
		固定資産圧縮積立金	171,580
		別途積立金	1,964,800
		繰越利益剰余金	△12,763
		自己株式	**△175,422**
		評価・換算差額等	**68,074**
		その他有価証券評価差額金	**68,074**
		純資産合計	**3,838,570**
資産合計	**8,253,724**	**負債及び純資産合計**	**8,253,724**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,499,882**
売上原価		**6,756,442**
売上総利益		**3,743,440**
販売費及び一般管理費		**3,752,194**
営業損失		**8,754**
営業外収益		
受取利息	3,159	
受取配当金	9,584	
賃貸料	6,728	
その他	57,959	77,431
営業外費用		
支払利息	10,045	
社債利息	6,427	
たな卸資産廃棄損	25,595	
社債発行費	9,259	
貸倒引当金繰入額	20,000	
その他	2,246	73,574
経常損失		**4,896**
特別損失		
固定資産処分損	2,047	
その他	640	2,687
税引前当期純損失		**7,584**
法人税、住民税及び事業税		30,253
当期純損失		**37,837**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	919,600	672,801	672,801	229,900	187,681	2,454,800	△428,501	2,213,979	2,443,879
当期変動額									
別途積立金の取崩						△490,000	490,000	—	—
剰余金の配当							△52,524	△52,524	△52,524
当期純損失（△）							△37,837	△37,837	△37,837
固定資産圧縮積立金の取崩					△16,100		16,100	—	—
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△16,100	△490,000	415,738	△90,362	△90,362
当期末残高	919,600	672,801	672,801	229,900	171,580	1,964,800	△12,763	2,123,617	2,353,517

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△175,135	3,861,145	29,495	29,495	3,890,640
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△52,524			△52,524
当期純損失（△）		△37,837			△37,837
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△287	△287			△287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			38,579	38,579	38,579
当期変動額合計	△287	△90,649	38,579	38,579	△52,070
当期末残高	△175,422	3,770,496	68,074	68,074	3,838,570

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞
業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石井食品株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞

業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石井食品株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

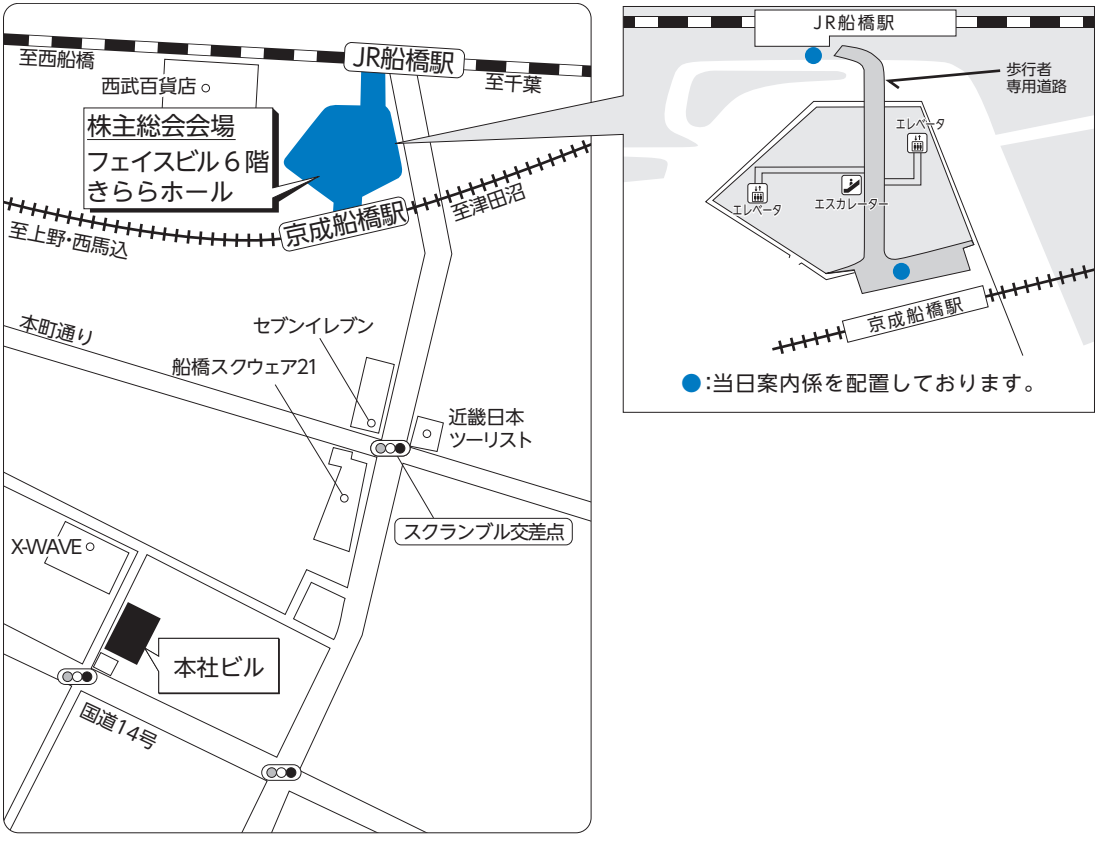
石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）　脇　田　行　雄　㊞
監査役（社外）　松　山　　元　㊞
監査役（社外）　渡　邉　勝　彦　㊞
監査役（社外）　室　井　恵　子　㊞

以　上

第76回定時株主総会会場ご案内図

千葉県船橋市本町１－３－１
フェイスビル６階　きららホール
電話（047）423−7261



JR船橋駅南口徒歩約２分
京成船橋駅徒歩約２分

・会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
・会場内は全館禁煙となっております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK